

10 消防学校教育訓練実施状況

(1) 令和5年度の教育訓練方針

令和4年度においては、8月の豪雨により東北、北陸の各地で土砂災害や河川の氾濫が発生した。また、9月に発生した台風第14号は、宮崎県や鹿児島県を中心に全国的に大きな被害をもたらした。

また、未曾有の被害が想定される南海トラフ巨大地震への切迫性が高まる今日において、県民の安心・安全を担う消防に寄せられる住民からの期待は大きく、大規模化、複雑多様化する災害に対応する消防職団員の育成は極めて重要である。

このことから令和5年度は、次の方針に基づいて教育訓練を実施した。

【初任教育】

「消防職員初任教育」と「専科教育救急科」を統合する。礼節と規律を重んじ、災害現場で隊長の下命に基づく基本的な活動ができるよう消防業務全般に関する知識・技術を習得させるとともに、体力・精神力を身に付けさせ、即戦力となる人材の養成に努める。さらに、警防・救助事案からの救急隊への引継ぎなど、要救助者から傷病者への対応の変化を学ばせ、災害の流れに準拠した訓練を行う。

【消防職員専科教育、幹部教育等】

現任者のさらなるレベルアップを目標に先進的事例や最新情報の提供を行う。また、移動式街区訓練施設や、実火災体験型訓練が実施できるホットトレーニング施設等を活用し、より実践的かつレベルの高い教育訓練を実施する。さらに、特別教育では各消防本部の教育担当者を対象に、義務教育及び高校・大学で行われている多様性を尊重した教育方法と各消防本部で行われている教育方法とのギャップを埋めることにより、若手職員の離職率を減少させることを目的とした教育を新たに実施する。

【救急教育】

救急救命士の知識・技術の標準化及び底上げをし、岐阜県全体の救急活動の質を向上させるとともに、通信指令員の救急に係る教育の充実を図る。

【消防団員教育】

消防団活動に必要な基礎的知識・技術を修得させる教育や、団の指導者等に対して必要な火災防ぎよをはじめ各種災害活動要領についての知識・技術を付与する。特に、大規模災害時の消火・救助方法の習得及び技術指揮能力の習得や、労働安全衛生教育の充実強化を含めた安全管理に重点を置くとともに、各種教育訓練を通して地域防災力の向上を図る。

(2) 消防職員に対する教育訓練

ア 初任教育救急科（岐阜県消防学校教育訓練規則第5条・6条）

新たに採用された者または初任教育を修了していない者に対して、職務の遂行に必要な基礎的知識、技術を修得させるとともに、人格の向上、体力・気力の錬成、規律の保持、協同精神の醸成等を図る。同時に、救急隊員として必要な基礎的知識から、高度な救命処置を行うための資格の取得を含めた専門的知識・技術までを修得させるため、約8か月間（1,098時間）の教育訓練を実施した。

イ 専科教育（規則第6条）

（ア）警防科

警防業務を担当している者またはそれと同程度の知識及び技術を有する者に対して、警防行政の現状や課題を理解するとともに、火災をはじめとする各種災害に的確に対処できる専門的知識・技術を修得させるため、16日間（82時間）の教育訓練を実施する予定であったが、能登半島地震への対応（緊急消防援助隊の出動）のため中止した。

（イ）特殊災害科

特殊災害対策を担当する者または担当予定者で、消防士長以上（昇任予定者含む）の階級にある者または小隊長の職にある者に対して、11日間（55時間）の教育訓練を実施した。

（ウ）予防査察科

予防業務を担当している者または同程度の知識及び技能を有する者に対して、予防行政の現状や課題及び予防関係の知識を理解するとともに、的確な指導や違反処理等を遂行できる能力を修得させるため、15日間（75時間）の教育訓練を実施する予定であったが、能登半島地震への対応（緊急消防援助隊の出動）のため中止した。

ウ 幹部教育（規則第7条）

（ア）初級幹部科

消防士長または消防司令補の階級にある者に対して、人事管理、指揮能力等の初級幹部として必要な知識・技術を修得させるため、12日間（70時間）の教育訓練を実施した。

エ 特別教育（規則第8条）

（ア）消防操法指導科

消防操法の指導担当者または担当予定者に対して、ポンプ車操法及び小型ポンプ操法の指導に必要な知識・技術を修得させるため、1日間（7時間）の教育訓練を実施した。

（イ）エレベーター教育

受講を希望する者に対して、エレベーター事故に関する救助活動に必要な知識・技術を修得させるため、1日間（3時間）の教育訓練を実施した。

（ウ）ホットトレーニング指導者講習

ホットトレーニングの指導担当者または担当予定者に対して、ホット

トレーニングの指導に必要な知識・技術を修得させるため、3日間（21時間）の教育訓練を実施した。

(エ) 救急救命士集合研修

全運用救急救命士及び今後運用が見込まれている救急救命士に対して、「救急救命士に対する再教育ガイドライン」に基づき、救急救命士の判断力向上を目的として1日間（4時間）の教育訓練を20回実施した。

(オ) 処置範囲拡大追加講習

新処置の資格を有していない薬剤投与救急救命士でメディカルコントロール協議会各支部が推薦する者に対して、救急現場において、心肺機能停止前の重傷傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与等、病態に適した適切な薬剤の投与ができる能力を修得させるため、2日間（16時間）の教育訓練を2回実施した。

(カ) 通信指令員の救急に係る教育

通信指令業務を担当する者または通信指令員を教育する立場にある者に対して、救急現場におけるバイスタンダーに対して通信指令員として有効な口頭指導ができる能力及び、消防本部内において通信指令員に対して教育指導ができる知識を修得させるため、3日間（21時間）の教育訓練を実施した。

(キ) 大規模災害対応に係る教育

災害発生時、現場において救助業務の指揮を執る者または救助業務を実施する者に対して、広域応援等の応援がすぐに見込めない状況で、所属する市町村消防本部や管轄の消防団で、同時多発的に発生した火災、家屋倒壊、土砂災害等の各種災害に対応できる知識・能力を習得させるため、2日間（14時間）の教育訓練を実施した。

(ク) 消防職員教育者養成科

訓練における指導者及び座学の教育担当者に対して、義務教育及び高校・大学で行われているダイバーシティ教育、多様性を尊重した教育方法を習得させ、各消防本部で行われている従来の教育との間にある教育方法のギャップを埋めることにより、若手職員の離職率の減少を図るため、15日間（70時間）の教育訓練を実施した。

(3) 消防団員に対する教育訓練

ア 基礎教育（規則第9条）

消防団員としての経験が概ね3年未満の者に対して、消防団活動に必要な基礎的知識・技術を身につけ、下命に基づく現場活動が遂行できる能力を修得させるため、消防本部で1日間（7時間）、学校で1日間（7時間）の計2日間（14時間）の教育訓練を実施した。

イ 専科教育（規則第10条）

(ア) 機関科

機関員を担当する者または担当予定者に対して、ポンプ車・小型ポンプの操作及びポンプ間の連携等に必要な知識・技術を修得させるため、2日間（14時間）の教育訓練を実施した。

ウ 幹部教育（規則第11条）

（ア）初級幹部科

部長、班長の階級にある者に対して、初級幹部として必要な指導能力等の知識・技術を修得させるとともに、配下の団員に対して知識・技術の普及が図られるよう、1日間（7時間）の教育訓練を2回実施した。

（イ）指揮幹部科 現場指揮課程

分団長・副分団長・部長の階級にある者または昇任予定者に対して、平常時において訓練を企画する能力を養うとともに、大規模災害時等において配下の消防団員を指揮するための知識・技術を修得させるため、2日間（14時間）の教育訓練を実施した。

（ウ）指揮幹部科 分団指揮課程

分団長・副分団長の階級にある者または昇任予定者に対して、分団の管理運営及び現場における指導能力等の知識・技術を修得させるため、2日間（13時間）の教育訓練を実施した。

エ 特別教育（規則第12条）

（ア）指導員科

指導員若しくは令和5年度に指導員に任命される予定の班長以上の階級にあり、かつ消防操法の知識を有している者に対して、団員の基礎的な教育訓練指導に必要な知識・技術を修得させるため、4日間（25時間）の教育訓練を実施した。

（イ）大規模災害対応教育

消防団活動に必要な基本技術を身に付け、消防団員として活動ができる能力を習得させるため、1日間（7時間）の教育訓練を2回実施した。

（ウ）新規入団者基本教育

新規入団者または類する者に対して、消防団活動に必要な基本技術を身に付け、消防団員として活動できる能力を習得させる教育訓練を、出前講座にて6回実施した。

（4）消防関係職員等に対する教育訓練

ア 自衛消防隊員教育

事業所の自衛消防隊員に対して、「事業所に勤務又は出入りする者の人命の保護」と「施設等の被害の軽減」を図るための活動に必要な知識・技術を修得させ、事業所の自主防災活動の充実を図るため、2日間（14時間）の教育訓練を実施した。

イ その他

新たに採用された岐阜県職員に対して、非常事態に備えた公務員として

の心構えや行動のあり方を身につけさせ、災害時や緊急時における実践的な対応能力を養成するため、1日間(4時間)の教育訓練を5回実施した。